

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	10	Ⅲ	2	(2)ク	入札説明書等に関する質問及び質問への回答の公表	入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）の公表日が8月2日となっておりますが、入札金額算定までの期間が短いため、可能な限り早めに公表していただくことは可能でしょうか。	ご意見を踏まえ、一部の質問について、回答の公表を7月29日に早めることとしました。
2	11	Ⅲ	2	(2)コ4	提出書類	（オ）基本設計図書 イ）プラント工事関係 a）提案仕様書について、A3判横長片面印刷にて提出書類を作成するにあたり、本文はA4判縦2アップにて記載することで、印刷枚数削減・視認性向上を図ることをお認めいただけないでしょうか。	提案仕様書の印刷について、A3判横長片面印刷にて提出書類を作成するにあたり、本文をA4版サイズの横並びにて2アップによりA3判用紙に印刷することを可とします。
3	12	Ⅲ	2	(2)サ (2)シ	入札提案書類に関するヒアリング 開札	第1回入札説明書に関する質問への回答No.15にて、ヒアリングと開札が同日に行われると回答がありましたが、開札時には技術評価点も公表されると理解してよろしいでしょうか。	技術評価点の公表は、落札者の決定後となります。
4	16	Ⅳ	1	(2)カ 3	各業務を行う者の要件	「副生成物の資源化施設において本施設を実施するために必要な許認可（一般廃棄物施設設置許可）を取得していること。」とありますが、資源化施設の所有者は資源化企業自身でなくてはならない、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	16	Ⅳ	1	(2)カ 3	各業務を行う者の要件	「副生成物の資源化施設（セメント原料化施設等）について、1年間以上の運転実績を有すること」と記載があります。副生成物とは一般廃棄物処理施設から排出された主灰または飛灰を対象とし、上記運転実績とはそれら进行处理した実績が1年以上あるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
6	16	IV	1	(2)オ3	各業務を行う者の要件	地元企業を積極的に参画させることを目的として、運搬企業の参加要件のうち、3を任意条件としていただけないでしょうか。4一般廃棄物収集運搬許可業許可を持っていたとしても3一般貨物自動車運送業許可を取得していないことにより、地元企業が本事業に参画出来ないおそれがあります。なお、業務の実行性は4一般廃棄物収集運搬許可業許可を取得していることにより担保されるものと考えます。	実施方針公表時に一般廃棄物収集運搬業許可の取得又は地方公共団体の発注する業務の実績を有することとしているため、一般貨物自動車運送業許可の取得は必須とします。
7	24	V	1	(2)	S P C 設立に関する要件	既存施設工場の運営事業と本事業は別事業であることから、本事業におけるS P Cは新たに資本金や融資枠等の設定を行うものであり、既存のS P Cによって資本金や融資枠等を引き継ぐことは出来ないとの理解でよろしいでしょうか。 つまり、上記の既設工場の運営管理を受託しているS P Cが本事業の運営維持管理業務を継続受託できない（一部業務の受託も含む）との理解でよろしいでしょうか。	S P Cは当該事業の実施のために選定された事業者が株主として出資し設立する特別目的会社であり、定款等により当該事業の実施を目的として設立されることが一般的であることから、他事業のS P Cが本事業の運営維持管理業務を受託することは想定していません。
8	34	別紙-1	4	(2)ア	改訂の条件	内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）が公表している「契約に関するガイドライン」が令和6年6月3日に改正され、物価の変動による対価の改定の基準起点について「入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられる」と記載されております。初回の改定に係る比較対象につき、入札提出月の令和6年9月時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）へ変更いただくことを改めて検討頂けないでしょうか。	初回の改定に係る比較対象は、入札書提出時点である令和6年9月11日時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に変更します。
9	35	別紙1	4	(2)ウ	改定に用いる指標	資源化業務及び運搬業務における物価変動に伴う委託料の改定は、以下2つの理由より物価指標による変動ではなく、市場における実勢価格等に応じ協議し定めることとしていただけないでしょうか。 1使用する用役の価格変動が著しいため。 2昨今の法令変更等による人件費増等、運送業界における輸送コストの変動が著しいため。	原案のとおりとします。 なお、入札説明書に示された指標より、より望ましい指標がある場合においては提案書において、その指標や費目の内訳等を提案することとしてください。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	3	第1章	第2節	5	図2工事範囲	「工事時使用可能箇所」に、工所用仮設事務所を設置する場合、事務所用の電力・用水を既設焼却工場から有償で分岐支給していただくことは可能でしょうか。	不可とします。
2	4	第1章	第2節	6	立地条件	要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答（第1回目）No.14では、「～現在の植栽について計画時と一部異なる部分がありますので、現地確認等でご確認ください。」とご回答頂きました。 更新工事において算入することができる緑化面積とその部位については入札計画条件となりますが、入札参加事業者による現地確認では、入札計画条件にバラつきが発生し正確性を欠いてしまいます。 上記主旨を鑑み、入札計画条件となる敷地全体緑化面積及び各部位毎の緑化面積と環境施設の面積を提示頂けないでしょうか。	現工場の緑化面積について、平成24年度植替え時の申請及び報告を提供しますので、提供を希望する場合は、令和6年8月23日までに電話又はメールにてお申込みください。 なお、枯死等により図面と大幅に異なる部分がある場合には、実施設計時に協議とします。
3	4	第1章	第2節	6	立地条件	工業用水の水質について提示頂けないでしょうか。また現西部清掃工場において、工水前処理設備を設定しているか否かについてもご教示頂けないでしょうか。	工業用水の水質を提供しますので、提供を希望する場合は、令和6年8月23日までに電話又はメールにてお申込みください。 なお、現工場には工水前処理設備はありません。
4	10	第1章	第6節	3	試運転及び運転指導に係る費用	試運転時の電力料金は建設事業者負担とし、新工場竣工後から電力料金を貴市負担に切り替えると理解してよろしいでしょうか。その場合、試運転時の電力会社の選定及び電力契約についても事業者にて実施するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	29	第1章	第11節	7	工事条件	「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」を遵守したうえで、山留親杭等を残置する計画も可能と考えてよろしいでしょうか。	「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」を遵守し、関係機関との協議により問題がないことを確認したうえで、ご理解のとおりです。
6	29	第1章	第11節	7(1)	残存工作物等	「更新用地内のトイレや公園型ビオトープを継続して利用しない場合は、本市の承諾を得て建設事業者の負担において撤去すること。」と記載がありますが、トイレ等を撤去する場合電気配線等も事業者所掌と考えてよろしいでしょうか。その場合の配線類の撤去範囲をご教示いただけますでしょうか。	トイレ等を撤去する場合の電気配線等の撤去も事業者の所掌とします。詳細は、実施設計時の協議によるものとなりますが、撤去範囲は撤去対象物に係るもので、他に影響のない部分までとします。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
7	30	第1章	第11節	7(10)1)	仮囲い	仮囲いについて、「材料・意匠等については地域環境との調和を図ること。」とありますが、本工事着手前（準備工事・造成工事期間等）は簡易な仕様もお認めいただけてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
8	30 31	第1章	第11節	7(11)3) 7(11)7)	仮設排水	工事排水について、「本工事が準拠すべき排水基準以下に調整のうえ、放流する」とありますが、東側用水路への直接放流が可能と考えてよろしいでしょうか。	工事排水の直接放流は不可とします。本工事が準拠すべき排水基準以下に調整し、東側排水路へ放流してください。また、工事期間中における敷地からの総排水量は、実施設計時に協議とします。
9	31	第1章	第11節	7(14)	工事に伴う環境調査	工事に伴う環境調査について、本工事着手前（準備工事・造成工事期間等）は対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	41	第2章	第3節	1(2)	表2-2計量方法及び計量回数	搬出車両は計量棟にて搬入時、搬出時の2回計量をご指定ですが、大型の灰搬出車両については、搬入時の計量を省略し、登録車両重量もしくは運搬企業の計量設備にて事前測定した車両重量で代替することで、計量設備をコンパクト化する提案をお認めいただけないでしょうか。	大型の灰搬出車両も搬入時、搬出時の2回計量とします。ただし、動線の安全性を考慮したうえで、大型の灰搬出車両については、入口計量機もしくは出口計量機のいずれかのみを用いた2回計量を可とします。なお、車両の最大寸法に制限はありません。
11	50	第2章	第4節	10	表2-15主灰・飛灰処理物溶出基準	飛灰は専門業者（専門車両）により運搬し、飛散・漏洩への対策は確実に実施します。 それを前提として、資源化する場合においては、表2-15に示される溶出基準ではなく、資源化企業の受入基準に準拠するものとさせていただきます。 表2-15に示される溶出基準に準拠する為にはキレート処理を行う必要がありますが、その場合、資源化企業によっては受入不可となります。その理由はキレート剤の使用により飛灰中のCODが上昇し、資源化企業の受入基準を超過してしまうおそれがある為です。 また、キレート処理灰を受入可能な資源化企業もありますが、資源化企業で受入後、溶融等の処理を行う為、受入時にキレート処理がされている必要はなく、環境負荷低減の観点からも上述の方針とさせていただけないでしょうか。	「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）要求水準書（設計建設業務編）No.49」を以下のように修正します。 飛灰及び飛灰処理物を資源化する場合は、搬送中の飛散等を含め、安全であることを本市が確認できる場合に限り、資源化先の受入基準の準拠とすることを可とします。 なお、緊急時の対応等を考慮し、設備は飛灰処理物が表2-15の溶出基準を満たすことのできるものとしてください。
12	55	第3章	第2節	1	計量機	「計量システムは本市が採用するシステムを受け入れることとし、本市が設置する」とありますが、車両管制に必要な計量機周辺機器（遮断機、精算機、監視用カメラ等）の要否・購入は貴市所掌との理解でよろしいでしょうか。	計量機周辺機器（遮断機、精算機、監視用カメラ等）は事業者の範囲とします。設置方針含め、ご提案ください。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
13	83	第3章	第5節	3(4)1)	N0x除去設備	(4)特記事項「1）薬剤貯留槽その他のガス抜きは、直接大気に放出しないこと。」とあり、本仕様は還元剤にアンモニアを使用する想定であると存じます。還元剤に揮発性が低く安全性の高い尿素水を使用する場合は、貯槽エア抜きは大気放出することをお認めいただけないでしょうか。	安全であることを本市が確認できる場合に限り、提案を可とします。
14	83	第3章	第5節	3(4)2)	N0x除去設備	(4)特記事項「2）薬剤貯留槽、供給装置等は専用の室に設置し、・・・」とあり、本仕様は還元剤にアンモニアを使用する想定であると存じます。還元剤に揮発性が低く安全性の高い尿素水を使用する場合は、専用室へ配置せず他室と兼用することをお認めいただけないでしょうか。	安全であることを本市が確認できる場合に限り、提案を可とします。
15	102	第3章	第8節	20(1)5)1	飛灰処理物貯留設備	(1)ピット方式 5) 特記事項「1・・・排水の滞留が無くピット底面を滑らかに排水できる構造とすること。」とありますが、混練機にて適切に水分量を調整すれば排水は発生しませんので、水勾配・排水先の設置については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
16	112	第3章	第11節	6(4)8)	高圧配電盤	水泳場への供給電力量の測定計器について、料金取引が発生しないのであれば他の高圧フィーダと同様の電力量計（精密級等）を設置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
17	116	第3章	第11節	14(2)	非常用発電機（プラント用）	第1回質問回答No.81において、『「焼き切り」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則・・・によるものとします。』とありますが、本規則は通常運転中のみに関する内容であるか、それとも非常時を含む内容であるか、明言がありません。一方で、環境省発行の廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き-2.141-によると、解説で「ごみ焼却施設では、停電のため受電できなくなった場合は、法令に基づく非常用設備を除いては、必ずしも施設の運転を維持する必要はなく、安全に停止できればよい。」とあります。また、「規模の大きい施設では、焼却炉の熱容量が大きいので、急速な停止は、保安上悪影響をおよぼすことが多い。特にボイラ設備をもつ施設では、非常用発電機を持つことが望ましい。」とあり、非常用発電機は急な停止によってプラント設備が故障しないよう保護する目的で設けるものであり、「焼き切り」までその容量に見込むことは想定されていないものと考えられます。従いまして、施設を安全に停止できることを前提に「焼き切り」の文言は削除していただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。 ただし、①3炉稼働時の全停電時に焼却炉を安全に停止させるため（必要に応じて焼き切りまで）に必要な容量（管理部分の建築設備用電源含む）、②全炉停止後、1炉の立上げ（蒸気タービン発電機の稼働まで）に必要な容量を比較し、②の容量の方が小さい場合は、1炉ずつ再立上げするなど、②の容量にて焼き切りが実施できるシステムとしてください。システムの詳細については、協議とします。 また、「焼き切り」が必要な状態は、停電のため商用電源による受電が不可となり、タービン発電機の故障に伴い、自立運転も不可となったうえ、通常運転に復帰出来る見込が無い場合とします。
18	128	第3章	第12節	6	計装用空気圧縮機	計装用空気圧縮機と雑用空気圧縮機を兼用することで、省スペース化を図るご提案をお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	12	第3章	-	1(4)	受付管理	要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答No.5にて、徴収後の手数料は納付書による振り込みとのご回答をいただいておりますが、振込頻度についてご教示いただけますでしょうか。	振込頻度は、当日または翌日を基本としますが、1週間以内とする場合は、協議とします。
2	24	第10章	第2節	(4)	隣接する水泳場への余熱供給	要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答（第1回目）No.11では、「～水泳場についてご質問がある場合は、第2回質問にてお示しください。」とご回答頂きました。 西部清掃工場と水泳場間の蒸気、復水において、2023年度年間を通しての、蒸気圧力・温度・流量、復水圧力・温度・流量の1時間毎のデータログ、及びデータ計測点の情報を開示下さい。	水泳場への蒸気供給データについて、現工場のデータを提供しますので、提供を希望する場合は、令和6年8月23日までに電話又はメールにてお申込みください。 なお、復水に関するデータはありません。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■要求水準書（別紙）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	質問	回答
						本様式に関する質問はありません。	

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■落札者選定基準に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
						本様式に関する質問はありません。	

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	様式	番号等	項目名	質問	回答
1	32 33	第9-5号様式	[1/2] [2/2]	5実績	上記内容の施設の運転管理業務を受託していることが確認できる書類(契約書の写し等)、及び施設の概要がわかる書類を添付（要件を確認できる箇所のみ）すること。とございますが添付資料の綴り方は事業者提案とさせていただきますようにしていただけますでしょうか。（様式に続けて綴じる、別冊にする等）	添付資料の綴り方は事業者の提案に委ねますが、第9-5号様式に記載した実績と添付書類の紐づけが認識（枝番、インデックス等）しやすいようにしてください。
2	32 33	第9-5号様式	[1/2] [2/2]	5実績	※ 上記の実績がわかる契約書、施設パンフレット等の写しを添付（要件を確認できる箇所のみ）すること。とありますが、正本では社名などの表記は残すようにし、副本の添付書類は、社名を分らないように加工してご提出すると理解してよろしいでしょうか。 より具体的な提出方法などがございましたらご教示ください。	ご理解のとおりです。 副本には社名や会社ロゴ等、社名が判別できぬよう必要な加工を行って提出してください。

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	様式	番号等	項目名	質問	回答
3	32	第9-5号様式	[1/2]	5実績	記載要領（提案書作成に当たり、本記載要領は消去してください。）とございますが、記載要領とは以下※～を指すと考えてよろしいでしょうか。 ※ 平成25年（2013年）4月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ式、処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成であり、1年以上稼働している施設とする。）のプラント設備に係る設計・建設工事の元請としての実績（震災等の仮設焼却施設は除く）を記載してください。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとします。 ※ 記載する実績数は最大7件とすること。 ※ 受注形態について、単体又は共同企業体構成員の別を示すこと。後者の場合は、出資比率を記載すること。 ※ 施設の処理方式については、施設の処理方式、ボイラー・タービン式発電設備付きであることを記載すること。 ※ 施設規模については、要件を満足していることが確認できるよう、「●t/日（●t/24h×●炉）」と表記（●には数値を記載）すること。 ※ 上記の実績がわかる契約書、施設パンフレット等の写しを添付（要件を確認できる箇所のみ）すること。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	様式	番号等	項目名	質問	回答
4	33	第9-5号様式	[2/2]	5実績	記載要領（提案書作成に当たり、本記載要領は消去してください。）とございますが、記載要領とは以下※～を指すと考えてよろしいでしょうか。 ※ 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ式、処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成であり、入札公告時も稼働している施設とする。）の運転実績（一部の運転委託は除く。また、震災等の仮設焼却施設は除く。）を記載してください。 ※ 記載する実績数は最大7件とすること。 ※ 受注形態について、単体又は共同企業体構成員の別を示すこと。後者の場合は、出資比率を記載すること。 ※ 施設の処理方式については、施設の処理方式、ボイラー・タービン式発電設備付きであることを記載すること。 ※ 施設規模については、要件を満足していることが確認できるよう、「●t/日（●t/24h×●炉）」と表記（●には数値を記載）すること。 ※ 上記の実績がわかる契約書、施設パンフレット等の写しを添付（要件を確認できる箇所のみ）すること。	ご理解のとおりです。
5	39	第11-2号様式		2水泳場等の他施設へのエネルギー供給	『提案売電量を遵守の上、供給できる年間熱量J/年（蒸気又は温水）を記載してください』とありますが、提案売電量の最大化と将来施設への供給可能熱量の最大化は相反する評価指標となります。将来施設への供給可能熱量は参考値として、提案売電量のみを評価対象としていただけないでしょうか。	落札者選定基準は原案のとおりです。 落札者選定基準を踏まえ、ご提案ください。

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	様式	番号等	項目名	質問	回答
6		第15-2-7号様式		S P Cの長期収支計画表	入札説明書 別紙-1 対価の構成と改定方法の(2) 管理運営業務に係る対価 委託料B(変動費)に「*提案単価は、有価物の本市からの買取代金を考慮したうえで提案すること。」とございます。 有価物の貴市からの買取代金については貴市から受領する委託料からあらかじめ控除するため、S P Cの営業費用として計上する必要はない、との理解でよろしいでしょうか。 <例> S P Cを運営するために必要な貴市からの委託料が12,000円/t、有価物の貴市からの買取代金が200円/tの場合、委託料を11,800円/tで提案し、買取代金200円/tについては営業費用として計上しない。	本市からの買取代金については、長期収支計画表のS P Cの営業費用として計上する必要はありません。 なお、第15-2-3号様式 委託料B(変動費)内訳書にその内容と算定根拠を明示してください。
7	49	第15-3号様式		リスク管理	※ 「本事業に伴うリスクの認識と対策」については、下表に記載してください。とございますが記載する内容を遵守することで表のデザインの変更等をお認めいただけますでしょうか。	表のデザインの変更等については特段の制限はありませんが、記載を求めている項目は遵守してください。
8	51	第15-4号様式		地域への貢献	市内で産出、生産又は製造等される資材について、販売者が地元企業でない場合は地元貢献額にカウントしてはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9		第15-4-1号様式		地域貢献の内訳	本様式に記載する金額は税抜金額、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10		第15-4-1号様式		地域貢献の内訳	様式集に関する質問への回答No.21にて、「賃金(平均年収)は、本人への総支給額(社会保険料等の負担分、通勤費等の支給分を含む)を指します。かかる人件費としてご理解ください。」とあります。 「社会保険料の負担分」とは本人の負担分を指し、企業負担分は含まない、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11		第15-4-1号様式		地元人材の雇用人数、雇用金額	地元人材の雇用人数、雇用金額について、「-」の入っている設計・建設期間の欄には人数や金額を記入しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	様式	番号等	項目名	質問	回答
12		第15-4-1号様式		地元人材の雇用人数、雇用金額	地元雇用について、地元人材派遣会社や地元運転会社を起用した場合は、地元発注金額に金額を記載し、地元雇用金額、雇用人数のカウントはできないと理解してよろしいでしょうか（ダブルカウントを防ぐため）。	ご理解のとおりです。
13	54	第16号様式			「～を代理人と定め、下記の開札立会いの復代理人として一切の権限を委任します」と記載がありますが、正しくは「代理人として一切の権限を委任します」と理解してよろしいでしょうか。 また、様式を適宜修正して使用するという事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	6	第10条の2	第1項	(2)	違約金	入札説明書等に関する質問への回答（第1回）の基本協定書（案）に関する質問への回答 No.3で「原案のとおりとする」とご回答いただいておりますが、基本協定書（案）にて 「(2)構成企業のいずれかが入札説明書において定められた参加資格を欠くこととなった結果、特定事業契約に関し、発注者が仮契約を締結せず、又は本契約として成立させたいこととした場合」に10分の1の違約金が課せられることとなっています。 第1条（目的）にもありますように、基本協定の趣旨は特定事業契約の締結に向けて発注者と受注者で必要なことを定めることかと思料します。その趣旨に鑑みると、構成企業のいずれかが参加資格を失い契約締結に至らなかった場合に、落札金額の10分の1もの金額を構成企業連帯で負担させることはご容赦いただきたいと考えます。 特に地元企業への負担が大きくなる可能性を危惧しており、再度ご検討をお願いいたします。 また、貴市発注の別事業である「浜松市斎場再整備事業」の基本協定書（案）においては違約金は「落札価格の100分の5に相当する金額」になっておりますので、違約金額の見直しについてもご検討をお願いできないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、当該違約金については構成員全体に対して連帯して負担いただくものとなります。負担割合は構成員全体で決定してください。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■基本契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
			本様式に関する質問はありません。				

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■設計建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	6	第4条	第1項		契約の保証	設計・建設期間について発注者に差し入れる際の保証は、保証総額を各工事等を担当する企業で分割・分担し、各企業の差し入れ（共同企業体の代表企業が各企業の保証を取り纏めた上で発注者に差し入れ）としてもよろしいでしょうか。	契約保証金の総額を各工事等を担当する企業が分割・分担して負担することを認めます。ただしこの場合、共同企業体の代表企業が、各企業の保証金を取りまとめたうえで発注者に差し入れてください。
2	20	第26条	第3項		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	設計建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答No. 10にて、「設計・建設業務に係る賃金・物価変動を初回に判断する際に使用する物価指数について、初回請求時には契約時点ではなく入札時点の指数を用いて請求時点の指数と比較することとして頂けないでしょうか。 事業者が入札費用を確定する入札時期と初回改定の比較対象に時期の差があると、この期間差の物価上昇リスクを過剰に見込むこととなります。（例：期間差分について、過去最大の物価上昇が生じるリスクを見込む等）」との質問に対して「原案のとおりとします。」とご回答いただいています。 令和4年12月27日付で環境省から各都道府県宛に通達された「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」では、スライド条項を適切に設定・運用すること、および積算に用いる資材単価については可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いるよう求められています。 安定した事業遂行のため、物価変動前の指数として契約時点ではなく入札時点の指数を使用することについて、再度検討をいただけないでしょうか。	物価変動前の指数については、契約時点ではなく入札書提出時点である令和6年9月11日時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）を採用することとします。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■管理運営委託契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	3	第4条	第1項		契約の保証	運搬に係る三者契約書（案）に関する質問への回答No.4にて「運搬業務にかかる契約の保証（契約保証金額の納付、又は保証の付保）については、管理運営委託契約ではなく、運搬に係る三者契約にて規定して頂けないでしょうか。契約の保証を行う者（運搬事者）が対象となる契約の締結当事者でない場合、保証の取得ができない事態が生じます。（履行保証保険契約は一般的に契約当事者でないと保険契約を締結することができません。）」との質問に対して、「ご意見を踏まえ、運搬に係る三者契約において、契約保証金の規定の追記を可とします。運搬にかかる三者契約書の締結時に必要な修正を行うものとします。」とご回答いただいています。 資源化業務にかかる契約の保証に関しても同様のことが言えますので、資源化に係る三者契約にて規定して頂けないでしょうか。	資源化業務に係る三者契約においても、資源化業務に係る三者契約書の締結時に、契約保証金の規定の追記を可とします。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■運搬に係る三者契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	7	第26条			発注者の解除権	運搬に係る三者契約書（案）に関する質問への回答(第1回目)No.1により、運搬に係る三者契約は単年度契約をお認め頂きましたが、事業者が他資源化企業を確保することを前提として、資源化企業による期間中の解除権を受注者（運搬企業）にもお認めいただけないでしょうか。昨今の資源化に係る業界の変動が激しく、単年度契約であったとしても期間の最中に業務継続が困難な状況になるおそれがあります。 上記をお認めいただける場合、資源化に係る三者契約も同様の契約条件としていただくようお願いいたします。	契約期間を単年度としたため、解除権については原案のとおりとします。
2	-	全般				資源化（運搬）企業が受領する資源化（運搬）費用の支払に関して、市、SPC及び資源化（運搬）企業と締結する三者契約において規定せず、SPCと資源化（運搬）企業が別途契約を締結することが前提であるように見受けられます。 しかし三者契約とは別にSPCと資源化（運搬）企業との間で資源化又は運搬業務に係る支払条件に関して契約を締結することは、「市町村が受託業務を遂行するに足りる額の委託料を処理業者に支払う」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて（通知）（環境対発第16033010号 平成28年3月30日））ことが明確とならず、廃掃法における再委託禁止に抵触するおそれがあります。 ついでには落札者決定後に、貴市も含めた三者契約にて、各業務に係る資源化（運搬）企業への支払条件に関する記載をするようにしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 ただし、SPCから資源化（運搬）企業に支払われる対価については、適正な価格を設定のうえ、市の承諾を得てください。

■運搬に係る三者契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
3	-	全般				運搬に係る三者契約書（案）及び資源化に係る三者契約（案）については、第1回目質疑回答により大幅に条件が変更されています。（基本協定等における違約金の連帯負担、契約期間等） ついては、第1回目質疑回答を踏まえた各契約書案を公表いただけないでしょうか。 当該契約書案がない場合、事業者による本事業の適切なリスク検討を行うことができず、過度なリスクを見込むことによる事業費増大となるおそれがあります。 なお、基本協定や基本契約等の契約書案も修正案をご提示いただくようお願いいたします。	基本協定や基本契約等の各修正案につきましては、令和6年8月末を目途に公表いたします。
4	-	全般				運搬業務及び資源化業務については契約保証金（履行保証保険等も含む）の差入を免除いただけないでしょうか。 単年度かつ単価により委託料を精算する事例で契約保証を課すことは少なく、契約保証金の規定は免除となることが一般的であり、資源化企業及び運搬企業のなかには契約保証金等を付保することが困難な場合もあります。	浜松市契約規則第27条各号に定める事由に該当する場合には、契約保証金の免除を認めます。

■運搬に係る三者契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
5	-	全般			契約保証金	運搬に係る三者契約書（案）に関する質問への回答No.4にて「運搬業務にかかる契約の保証（契約保証金額の納付、又は保証の付保）については、管理運営委託契約ではなく、運搬に係る三者契約にて規定して頂けないでしょうか。契約の保証を行う者（運搬事者）が対象となる契約の締結当事者でない場合、保証の取得ができない事態が生じます。（履行保証保険契約は一般的に契約当事者でないと保険契約を締結することができません。）」との質問に対して、「ご意見を踏まえ、運搬に係る三者契約において、契約保証金の規定の追記を可とします。運搬にかかる三者契約書の締結時に必要な修正を行うものとします。」とご回答いただいています。 運搬に係る三者契約における契約保証金の規定の追記が示唆されるご回答ですが、浜松市契約規則第27条（3）の適用により、運搬に係る三者契約における契約保証金は免除としていただけないでしょうか。 他自治体で同様に契約規則の適用によって契約保証金が免除とされた事例があります。 運搬企業の参画意欲にも影響するため、ご検討をいただけないでしょうか。	浜松市契約規則第27条各号に定める事由に該当する場合には、契約保証金の免除を認めます。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■資源化に係る三者契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	-	全般			契約保証金	運搬に係る三者契約書（案）に関する質問への回答No.4にて「運搬業務にかかる契約の保証（契約保証金額の納付、又は保証の付保）については、管理運営委託契約ではなく、運搬に係る三者契約にて規定して頂けないでしょうか。契約の保証を行う者（運搬事者）が対象となる契約の締結当事者でない場合、保証の取得ができない事態が生じます。（履行保証保険契約は一般的に契約当事者でないと保険契約を締結することができません。）」との質問に対して、「ご意見を踏まえ、運搬に係る三者契約において、契約保証金の規定の追記を可とします。運搬にかかる三者契約書の締結時に必要な修正を行うものとします。」とご回答いただいています。 資源化に係る三者契約における契約保証金の規定の追記が示唆されるご回答ですが、浜松市契約規則第27条（3）の適用により、資源化に係る三者契約における契約保証金は免除としていただけないでしょうか。 他自治体で同様に契約規則の適用によって契約保証金が免除とされた事例があります。 資源化企業の参画意欲にも影響するため、ご検討をいただけないでしょうか。	浜松市契約規則第27条各号に定める事由に該当する場合には、契約保証金の免除を認めます。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

■モニタリング実施計画説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	8	Ⅱ	5	(2) ※3	運営期間 （地元企業への発注金額の未達成時）	「※3 提案時の地元発注金額について、物価変動に伴う費用の見直しがあった場合には、見直し後の委託料の金額と提案時の委託料の金額の増減割合を踏まえて提案時の地元発注金額も見直すものとする」とありますが、委託料の全体ではなく該当する改定指標の増減分のみ対象として見直すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 例として、人件費が提案時より1.5%増減した場合、提案時の人件費についても1.5%増減したものとして比較します。